

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

2024 年 9 月号

ビジネスと人権：「人権×環境～環境汚染～」

- I. はじめに
- II. 人権分野における「環境汚染」の位置づけ
- III. 環境汚染に関する法令等
- IV. 環境汚染・環境問題が検出した具体的な場面
- V. 環境汚染等に関連して企業に人権尊重責任の観点から求められる取組み
- VI. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士 白井 俊太郎
TEL. 03 6213 8110
shuntaro.shirai@mhm-global.com
弁護士 工藤 恭平
TEL. 03 6266 8584
kyohei.kudo@mhm-global.com
弁護士 高津 洸至
TEL. 045 295 1163（横浜オフィス）
03 6266 8425（東京オフィス）
koshi.takatsu@mhm-global.com
弁護士 齊藤 理木
TEL. 03 5220 1925
rick.saito@mhm-global.com

I. はじめに

近時、国内外を問わず、「ビジネスと人権」に関する取組みが企業にますます求められてきており、2024 年 5 月には EU において、人権・環境デュー・ディリジェンスの実施等を企業に法的に義務付けることになる CSDDD（企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令）が採択されました。日本においても、2022 年 9 月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、2023 年 4 月には政府調達において同ガイドラインに沿った取組みを行う努力義務を企業に課す方針が合意されるなど、企業に対する「ビジネスと人権」の取組みの要請が強まっています。

当事務所では、2022 年に人権デュー・ディリジェンスの基礎等の連続ウェビナー（全 6 回）、2023 年に『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全 10 回シリーズ）』を開催いたしました¹、過日ご案内のとおり、本年は、『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー（全 9 回シリーズ）』を開催することとし、先日、その第 6 回として、「人権×環境～環境汚染～」と題するウェビナーを配信させていただきました²。

本ニュースレターでは、当該ウェビナーの概要をご紹介します。ご興味・ご関心をお持ちくださった方は、ぜひウェビナーもご覧ください。

¹ いずれも MHM マイページのアーカイブからご視聴いただけます。

2022 年『<人権 DD 連続ウェビナー（全 6 回シリーズ）>』

2023 年『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全 10 回シリーズ）』

² 『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー（全 9 回シリーズ）第 6 回「人権×環境～環境汚染～」』

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

II. 人権分野における「環境汚染」の位置づけ

環境汚染・環境問題については、以前から重要な問題と認識されており、過去には日本国内においても公害訴訟等も提起されており、これらは環境の分野において対応すべき事項として強く認識されてきていたといえます。他方で、「クリーンで健康、かつ持続可能な環境への権利」が2022年7月28日に国連総会決議で普遍的人権として承認されたこと等にも表れているとおり、近年では人権の分野と環境の分野の交錯が進んでいるといえます。実際に、EUのCSDDD（企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令）、ドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法等、環境と人権の双方の取組みを企業に求める法令等も策定されてきています。そのため、環境汚染等に関する事項は、単に環境分野にのみ関係する問題というだけではなく、人権の分野においてもその特殊性等も踏まえて対応すべき事項になっています。

III. 環境汚染等に関する法令等

環境汚染等に関する法令の中には、環境分野固有の法令（水銀に関する水俣条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約等の条約やそれらに関連する国内法令）の他に、人権関連の法令等の中で環境汚染に言及するものがあり、双方の法令が重要となります。

上記のとおり、EUのCSDDD（企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令）やドイツのサプライチェーン法など、環境や環境汚染への言及がある人権関連の法令等が増えており、法令の適用を受ける企業に環境汚染を防止・阻止する義務等を課している点に留意する必要があります。

IV. 環境汚染・環境問題が顕出した具体的な場面

環境汚染・環境問題に起因する人権侵害について企業が対応を求められる事例が出てきています。これには自社が引き起こした環境汚染等について対応が求められる典型的な場面のみならず、例えば取引先が引き起こした環境汚染について取引後に責任を問われた例（鉱物資源を取り扱うスウェーデン企業が取引先であるチリの企業の行為について責任を問われる訴訟が提起された例等）があります。

また、訴訟に至っていない段階であっても、株主等から環境汚染に関するアクションを受ける例（アフリカにおける国境間石油パイプライン建設に関して、当該事業に融資等を行った金融機関に対しNGOから指摘等がなされた例）があります。日本においても、融資や保険引受について嘆願書提出や株主総会における質問が行われており、国際的なプロジェクトに参画する日本企業が、人権侵害を引き起こす環境汚染に対し、対応を迫られる事例がある点には留意が必要です。

上記の事例の他にも、さまざまな態様で、企業が環境汚染・環境問題に対し、企業の人権尊重責任という観点から対応を求められる場面が出てきています。

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

企業としては、自社だけではなく取引先が引き起こした環境汚染についても、対応を求められる主体となり得ることを念頭に、環境 DD・人権 DD の過程でリスクを発見し対処することを通じて、事前に問題を解決していくことがより一層重要になっています。

V. 環境汚染等に関連して企業に人権尊重責任の観点から求められる取組み

一度環境汚染が発生してしまうと、簡単には取り返しのつかない態様で人々の人権が損なわれる事態となる場合があります。そこで、人権尊重責任を果たしていく企業としては、平時と有事の双方の場面で、人権尊重の取組みの中でも、環境汚染に関する対応を行う必要があります。

平時の取組みとしては、具体的は、人権 DD を基調とした取組みが求められます。また、人権方針において、環境についてのコミットメントを表明する例もあります。

人権 DD においては、自社のみならず、バリューチェーン全体が問題になることから、直接取引先との契約において、環境に関する取組みを契約上規定することで取引先に当該取組みを義務付けるような例も見られます。もっとも、契約上の規定の仕方については、単に取引先に対して人権・環境に関する義務を転嫁するのではなく、人権・環境 DD の実施に両当事者が相互に協力していくという発想が近時有力となっています。

また、環境汚染・環境問題が顕在化した場合において、企業に求められる対応や法的課題は企業の不正・不祥事対応と共通する部分もありますが、人権・環境問題固有の対応・課題には十分に留意する必要があります。特に、他の不正・不祥事と異なり、人権侵害が現在進行形で起きているような場合には、被害者の救済が何より重要になります。

VI. おわりに

環境汚染・環境問題は、人権の分野にも深く関係することから、環境と人権の両分野の交錯を意識した、平時からの取組みが重要となります。また、一度環境汚染が生じるとその影響が広範囲にわたり、重大になる可能性が高い等の、環境汚染・環境問題の特徴にも十分に留意する必要があります。

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー2024（全9回シリーズ）：第6回「人権×環境～環境汚染～」』
- 視聴期間 2024年9月2日（月）～2024年11月29日（金）
- 講師 白井 俊太郎、工藤 恭平、高津 洸至、齊藤 理木
- 講義時間 30分程度

No.	テーマ（予定）
1.	人権×AI
2.	人権×環境～気候変動～
3.	人権×エンタメ
4.	人権×地政学リスク
5.	人権×移民労働者
6.	人権×環境～環境汚染～
7.	人権×消費者
8.	人権×環境～生物多様性～
9.	人権×スポーツ

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『「ビジネスと人権」に関する最新動向と実務上の留意点～日本政府ガイドラインとEUのCSDDDも踏まえて～』
- 視聴期間 2024年9月17日（火）10:00～2024年11月14日（木）17:00
- 講師 御代田 有恒
- 主催 株式会社プロネクサス
- セミナー 『企業によるジェネレーティブ AI（Chat GPT など）の利用をめぐる法律問題～国内外の最新 AI 動向規制も踏まえて～』
- 視聴期間 2024年9月17日（火）10:00～2024年10月11日（金）17:00
- 講師 田中 浩之
- 主催 株式会社プロネクサス

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

- セミナー 『今求められる「ビジネスと人権」の基礎と実務～日本政府ガイドライン立案担当者が基礎から解説～』

開催日時 2024年9月20日（金）14:00～16:00

講師 塚田 智宏

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『【オンライン／会場】企業における生成AI活用の法務実務～生成AIをめぐる国内外のAI規制、著作権、データ利活用など網羅的に解説をいたします～』

開催日時 2024年9月30日（月）14:00～17:00

講師 田中 浩之

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『「ビジネスと人権」：契約条項の活用と有事の際の対応方針～日本政府ガイドライン立案担当者が基礎から解説～』

開催日時 2024年10月3日（木）14:00～16:30

講師 塚田 智宏

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『コンプラ・人事部門必見！役職員不正対応の最新実務～実効的調査手法、役職員処分、公表から民事刑事対応まで～』

開催日時 2024年10月3日（木）14:00～17:00

講師 今泉 憲人、宇賀神 崇（宇賀神国際法律事務所）

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『企業における公務員との関わり方とコンプライアンス～「渡す」・「受けとる」の勘所、最新の法改正についても解説～』

開催日時 2024年10月11日（金）14:00～17:00

講師 今泉 憲人

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『「個人情報取扱担当者向け養成講座」～担当者として理解しておくべき国内外の法規制とプライバシーガバナンスについて解説～』

開催日時 2024年10月21日（月）10:00～12:00

講師 北山 昇

主催 株式会社金融財務研究会

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

- セミナー 『第 5460 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「営業秘密侵害に関する刑事実務対応－営業秘密の漏洩予防策から刑事告訴の実務まで－』
開催日時 2024 年 10 月 25 日（金）13:30～16:30
講師 今泉 憲人、宇賀神 崇（宇賀神国際法律事務所）
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『行政機関・公務員との付き合い方と法的リスク管理～贈収賄リスク、コンプライアンス、取るべき事前対応から有事の刑事対応まで～』
開催日時 2024 年 11 月 7 日（木）14:00～17:00
講師 今泉 憲人
主催 株式会社 新社会システム総合研究所